

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和52年2月1日

条例第8号

改正 昭和56年7月1日条例第5号

令和2年3月23日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し、必要な事項を定める。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

3 任命権者は、第1項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、禁こ以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は、原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかつた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第1号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。